

めむろ まちづくり参加条例

■担当 総務部企画財政課広報情報係
☎62-9721 ✉k-kouhou@memuro.net

このコーナーでは、審議会などの予定や結果、町が策定する計画・構想の概要などを掲載しています。

なお、「めむろまちづくり参加条例」に基づくこれらの情報は、町掲示板「すまいるボード」、「町ホームページ」でも随時お知らせしていますので、ぜひご覧ください。

また、審議会の議事録は、役場1階情報公開コーナーおよび担当窓口で閲覧することができます。

パブリックコメント実施します！ (意見募集)

●個別排水処理施設(合併浄化槽) 使用料の改定案について



現在は
ココです

その前に…

「パブリックコメント」
との関わり方を
確認しておきましょう



パブリックコメントとの関わり方

町の計画案などが
公表されたことを知る

町では、計画案などを広報誌や
すまいるボードなどで公表します。

意見を提案する

町の計画案などに対する意見を
書いて町に提案します。

町はその意見を
様々な角度から検討します。

意見の
検討結果を知る

提案された意見の検討を終えたら、
町は速やかに検討結果を公表します。

パブリックコメントの内容は次のページです
町民の皆さまからのご意見お待ちしております！



個別排水処理施設(合併浄化槽) 使用料の改定案について

1. 改定理由

個別排水処理施設(合併浄化槽)の整備については、農村部の生活環境の向上、農村部花嫁対策、市街地と農村部の均衡ある町づくりを推進することを目的に平成6年度から整備を進め、平成18年度末には606基設置されています。

その使用料については、一律1か月2,900円の定額制となっていますが、浄化槽の維持管理に要する費用の半分程度の料金設定となっています。

しかし、国からの交付税も年々減り続けているなかで、町では事務事業の見直しによる経費の削減、機構改革による人件費の抑制に努めるなどして、不足する財源を補おうとしていますが、町の財政状況は今後もますます厳しさを増していくことが予想されます。

町ではこのような状況の中で、公共性の高い教育や福祉などの行政サービスは現状を維持しつつ、個人の選択的要素が高い行政サービスについては、恩恵を受けた人が経費を負担する受益者負担の原則を基本とすることで、厳しい財政状況の中においても効率的な行政運営を図ってまいりたいと考えています。

このことから、個別排水処理施設の使用料についても受益者負担の原則に基づいて、使用料の改定を予定しているものです。

2. 使用料の改定案

(単位：円)

区分	現行	激変緩和 H20~21	改定予定額 H22年度~
5人槽	2,900	3,600	4,400
6人槽		3,800	4,700
7人槽		4,000	5,200
8人槽		4,100	5,400
10人槽		4,500	6,200

※一律2,900円の定額から、人槽区分ごとの料金体系へ変更の予定です。

※人槽区分ごとに維持管理費(構造的な修繕費は除く)の100%相当額を使用料として積算していますが、上げ幅が大きいため平成20・21年度は激変緩和措置として、現行料金と平成22年度からの改定予定額の中間の額を改定予定額としています。

※平成6年度から平成11年度までに設置された浄化槽については、人槽区分の認定措置があります。



ぜひご覧ください
すまいるボードを

公共施設(10か所)	民間施設(7か所)
役場第1庁舎	北海道銀行芽室支店
中央公民館	帯広信用金庫芽室支店
図書館	芽室郵便局
保健福祉センター(あいあい21)	めむろ一丁目1階
総合体育館	ダイイチめむろ店
健康プラザ	Aコープ道東芽室店
公立芽室病院	芽室町農業協同組合(貯金課前)
めむろ一丁目2階ロビー	
めむろステーションギャラリー	
上美生出張所	